

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 <u> </u> 内閣府	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	認定特定非営利活動法人に対する税制上の特例措置の拡充・延長		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たし、国税庁長官の認定を受けた法人（「認定特定非営利活動法人」）。</p> <p>・ 特例措置の内容 法人税において、認定特定非営利活動法人を対象とする税制上の優遇措置の拡充・延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても適用される。（租税特別措置法第66条の11の2、同法施行令第39条の23、第44条、同法施行規則第22の12、特定非営利活動促進法第46条、法人税法第37条、同法施行令第73条、同法施行規則第22条の5関係において措置された場合、国税と自動連動する。）</p>		
関係条文	〔 地方税法第23条第1項、同法第72条の12第1項ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項 〕		
要望理由	認定特定非営利活動法人制度の一層の活用増進を図るため、特定非営利活動法人に対し寄附をした者等に税制上の優遇措置を与える認定特定非営利活動法人制度が設けられているが、当該制度に基づく認定数は107法人（平成21年10月1日現在）にとどまっている。そのため、認定特定非営利活動法人が十分に活躍するための財政基盤を強化し、認定特定非営利活動法人の数の拡大に寄与するため、税制上の特例措置の拡充・延長を要望する。		
減収見込額	(初年度) 4.1 (1.5)	(平年度)	- (単位: 百万円)
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税</p> <p>①認定特定非営利活動法人へ寄附した者に対する法人税、所得税及び相続税における特例措置。</p> <p>②認定特定非営利活動法人自身に対する法人税における特例措置</p>	<p>・ 融資、補助金その他</p> <p>なし</p>
	22年度の望	<p>・ 国税</p> <p>認定特定非営利活動法人制度を見直し、寄附税制を拡充するとともに、実績判定期間の経過措置特例の延長、認定手続きの簡素化・審査期間の短縮などを行う。</p>	<p>・ 融資、補助金その他</p> <p>なし</p>
過去の要望経緯	平成13・14・15・17・18・20年度税制改正要望時に要望を提出しており、平成13年度の制度創設以降、累次の改正が行われている。平成20年度においては、認定要件の緩和、認定有効期間の延長、個人住民税における寄附金控除の適用など大幅な改正が行われた。		
本要望に対応する縮減案	—		